都市文化研究　3号　67 - 83頁，2004年
Studies in Urban Cultures

中世嵯峨の都市的発展と大堰川交通

大　村　拓　生

要　旨

本稿は中世京都の外港の一つとして都市的発展を遂げた嵯峨について，大堰川交通との関わりに注目しながら考察したものである。

まず13世紀前半までの嵯峨が，材木集散地として一定の発展を遂げ，大堰川交通に関与する問も活動していたことを論じ，大堰川では国衙主体の流通構造が存在し，流域には摂関家領が早期に展開していたこと，13世紀前半の嵯峨には権門所領が多数立地した一定の都市空間が展開していたことを述べた。

ついで13世紀後半に建造された亀山殿について都市的発展を文献から跡付けるとともに，絵図の分析からから王権の空間，それに付属した宿所の空間，それらから自立して独自に都市的発展を遂げていた空間に区分されることを論じ，この時期を都市嵯峨の本格的成立期として位置づけた。

さらに中世後期の嵯峨について，絵図の分析から臨川寺・天龍寺を中核とした一大都市空間に再編されることを述べるとともに，当該期の大堰川交通が幕府－守護体制に保証され，材木輸送だけではなく用水・梁漁など多様な利用がなされ，それら関係者の利害が調整されていたことを論じた。

キーワード：嵯峨，問，材木，絵図，河川交通

はじめに

平安京から中世都市京都への転換は，社会全体の中世化，具体的には荘園制的経済構造の成立によってもたらされた。そのことは必然的に都市京都が荘園制の中枢として機能したことを意味している。王家・摂関家といった本所，そのもとで荘園所職を有する都市貴族は京都に居住していたし，下司・代官・沙汰人といった都鄙間を往反してその構造を支えていた存在も京都に拠点を有していた[1)]。

そして京都を中心とする流通構造の展開は，その周辺の交通の要衝に都市を生み出し発展させていった。そのうち西国交通の結節点である鳥羽・淀についてはすでに論じたところであり[2)]，鳥羽殿の造立に代表されるように王権の直接的な関与を契機に発展をとげていった。一方の東国交通の結節点にあたる大津については，史料的制約もあり充分な検討を行うまでに至っていない。しかし展望のみを記すなら，12世紀前半に山門・寺門の激しい争奪の対象となっており[3)]，王権の関与は限定的なものにとどまり，専ら日吉神人の活動が中心にあったものと思われる[4)]。

一方でこれらと比較するなら，背後に抱える経済規模は小さいものの，京への材木供給において重要な地位を占め，その拠点都市として機能していたのが嵯峨である。中世の嵯峨については，原田正俊氏[5)]・山田邦和氏[6)]らの研究があり，1426年に成立した「山城国嵯峨諸寺応永釣

命絵図」に描かれた室町期の姿に関心が寄せられてきた。しかし中世前期については充分に検討されているとはいえず，また嵯峨を都市として成り立たせている大堰川交通についての分析も不充分である。また拙稿[7]でも鎌倉末期に作成された「山城国嵯峨亀山殿近辺屋敷指図」を素材に検討を加えたことがあるが，事実誤認もありまた前後との関係も充分に論ずることができなかった。そこで本稿では中世都市嵯峨の展開について，大堰川交通との関係に留意しながら考察していきたい。

1　嵯峨の立地環境

1. 大堰川交通と問

すでに9世紀段階で，嵯峨上皇の山荘嵯峨院（後の大覚寺）があり，妻橘嘉智子が建立した檀林寺，源融の山荘（後の清涼寺）などがある嵯峨地域は，文学作品のイメージもあり遊興の地・隠遁の地として捉えられがちである。それを一概に誤りとはいえないが，その一方で平安京へ供給される材木荷揚げ地でもあったことにも注目すべきである。

『延喜式』第34木工寮には，「車載」として材木を平安京に運送するための費用が記されている。一つは近江国大津から山城国宇治津を経て前瀧津（比定地不明）に至る宇治川を筏流しするルートで，もう一つが丹波国瀧額津（保津に比定される）から大堰川を筏流しして，山城国大井津で荷揚げし車で木工寮まで運ぶルートである。実際には淀川を遡上させるというルートも用いられていたはずであるが，ここでは重量物である材木のもっとも効率的な輸送方法である筏組みして川を下るというルートのみが記され，その場合において大堰川が重要な地位を占めていたことがわかる。そして荷揚げ地である大井津からは平坦な道を車で輸送することが可能であった。この嵯峨周辺に比定される大井郷内に位置した大井津の存在こそが，当該地域における都市的発展の前提となったといえよう。

すでに『小右記』万寿4（1027）年2月11日条には，7日に車副助光が「嵯峨住所」に向かう途中で殺害された件で，検非違使に犯人捜索の命令が出されている。その後の事情は記されておらず，事件の背景については全くわからない。しかし貴族（記主の藤原実資ヵ）に所属する車副が嵯峨に拠点を持っていたことから，彼が材木など大井津に荷揚げされる物資の輸送に携わっていたと想定することも可能ではないか。また保元元（1156）年5月日付で，「嵯峨木守」を名乗る藤井延時が，「左大臣殿女房筑前局山庄垣内」に所在する観空寺領田一町の所当・雑公事の免除を申請している[8]。木守には庭園の管理者と材木の集散・保管の従事者という意味があるが[9]，特定の庭園に所属した存在とは考えられず，これまで山城国泉木津の事例が知られていた後者とみるべきであろう。すなわち嵯峨にも木守という問との関わりも指摘されているような材木運送に関与する存在が活動していたのである。延時が「大名」との風聞があるのにもかかわらず，本人が「件一段の田のほか，さらに兼作の田地なし」と主張しているのは，他に生業を有していたためで，それが材木を管理する木守という業務であったと思われる。

この嵯峨木守藤井延時の所有する田地は「左大臣殿女房筑前局山庄垣内」に存在したが，左大臣とは藤原頼長のことで，彼はその文書が記された2ヶ月後にこの地域と関わることになる。すなわち保元の乱で傷ついた頼長は大井河辺において乗船して木津に着いたと伝えられるように[10]，逃亡のためにそこを利用しているのである。古記録よりも信頼性の劣る軍記『保元物語』でも，家司藤原経憲の父顕範の「墓所ノ住僧」を尋ねて嵯峨に逃れるが，留守だったので「小家」に運び込まれ，清涼寺僧らの追求を逃れて，梅津から帷子を代金として小船2艘を借りて，柴を積み「木コリ船」と号して下ったとある。これが事実とするなら，嵯峨は複数の小家が存在するような景観を呈していたことになり，先の女房筑前局とあわせて頼長に関わる人々が居住していたと思われる。頼長が乗船した梅津にはすでに10世紀段階から「修理職梅津木屋預」として秦阿古吉が見え[11]，大堰川交通において大井津と並ぶ材木集積地として機能していた川湊であった。そこには常に薪などを運ぶ船が停泊していたため，頼長一行がそれを買

い取り怪しまれずに川を下ることができたのであろう。なお後述するように梅津には摂関家の所有する梅津殿が存在したことが知られ，たまたま停泊していた小船を買い取ったとするのは『保元物語』の創作の可能性も考えられるが，嵯峨･梅津の発展の様相を知ることができよう。『梁塵秘抄』に「嵯峨野の饗宴は，鵜舟筏師流れ紅葉，山蔭響かす箏の琴，浄土の遊びに異ならず」と記されるように，大堰川には筏舟が下りそれを荷揚げする川湊の発展もみられたのである。

そしてこの大堰川交通に従事した問の存在が，古くから知られた承久2（1220）年11月13日の草部末友譲状から知られる[12]。それによると問職は田畠などと同じく末友の3人の男子に分割譲与されており，領主側の許可を必要としないいわゆる「相伝の職」と認識されていたことがわかる。嫡男末時に譲られた丹波国川関は，中世丹波国衙が大堰川に設置した外港ともいうべき国衙領である[13]。次郎僧覚真に譲られた小塩保は，国名が記されていないことから同じく丹波国とみられ，『鎌倉遺文』が山城国に比定するのは誤りで，大堰川最上流に位置する山国杣に属する枝郷の一つに小塩がありそこに比定すべきだろう[14]。ただし当時の領有関係については不明である。三郎男友成に譲られた野々村荘は，山国杣の北で由良川流域にあたるが[15]，恐らくは大堰川側に材木の津出が行われていたと思われる。すなわち3問職ともに大堰川交通に関わるもので，野々村荘も領主は不明であるが荘号を有しており国衙領ではあり得ず，草部末友は異なる領主のもとで問を務めていたといえる。すなわちこの段階から問は領主との間で問契約を結び年貢輸送に従事していたと考えることができよう。

一方この末友の基盤を考える上で重要なのが，彼が梅津殿領に属している名を所有し譲与していることである。すでに王家の鳥羽殿（安楽寿院)･摂関家の九条殿などを冠した侍などが交通に関与していたことは論じたことがあるが[16]，ここでも同様に理解することが可能ではないか。すなわち末友は12世紀後半には藤原忠通が所有し近衛家に相伝される梅津殿[17]に属して侍身分を有していたと想定されよう。また末友譲状の裏書には「この文書の内，車足弐反は，康永弐年十二月六日，大井兵衛四郎久氏ゑいたいをかきりてかいとるところなり」とあり，久氏の名字の地は嵯峨の所在する大井であったと考えられる。これらから草部末友について，梅津殿侍という身分標識を有して梅津もしくは嵯峨に拠点を置いて，大堰川交通に問として関わった存在とみることができよう[18]。13世紀前半にはそのような問が当該地域で活動していたのである。

2．権門所領の展開

この問の活動をより理解する前提として，また大堰川流通の特質とそれに規定された川湊の性格を知るため，大堰川流域に展開する所領群について概観しておきたい。

最上流部に位置し内裏造営材木を供給するという重要な役割を果たし続けたのが，前述した修理職の支配する山国杣である。当該期にも「荘々人夫」が深雪と称して京に運ばなかったことが非難されているように[19]，杣で切り出した材木は流域住民によって京まで運ばれるべきだと認識されていた。また丹波国は近江国とともに賀茂川堤役を免除されているが，その理由は修理職杣役が賦課されているのと，大嘗会食国であることによるものであった[20]。このように丹波国は京への材木供給地として位置づけられ，その中核的な所領が山国杣だったのである。またそれに隣接する弓削荘は「長講堂領目録」[21]によると，毎月続松千百把を負担することになっていた（ただし「近年これを勤めず」との注記あり）所領で，山林資源を豊富に有していた。なお大堰川そのものについては史料はないが，他の事例からみて国衙領であった可能性が高く，前述した川関の立地もそれを推測させるものであろう。修理職杣役も国衙が材木流通のために賦課していたと考えられ，問の活動もそれに規定されたものだったといえるのではないか。

一方，この地域に早くから所領を確保していったのは摂関家であったと考えられる。野口牧・桐野牧などにその徴証があり[22]，藤原忠通家司であった平親範の日記『兵範記』紙背文書中には，賀舎荘・今林荘・瓦屋荘・山内荘・野

口牧など大堰川流域の荘園名がみえる。これらは近衛家・九条家に分割され伝領されていったと考えられるが，「近衛家所領目録」には[23]，「庄務本所進退所々」として山内荘と新たに保津筏師が，「年貢寄神社仏寺所々」として新たに石田荘がみえ，高陽院領として先述の山城国梅津荘もみえる。なかでも重要なのが保津筏師の存在で，これは荘号を有しておらず，大堰川交通の難所である保津を下る筏師集団の一部を確保していたものと思われる。ここからも大堰川交通における材木流通の重要性を知ることができよう。この保津筏師については史料的制約から内実を知ることはできないが，摂関家による材木供給地としての所領の確保と輸送に携わる筏師集団の取り込みという状況が想定できるのではなかろうか。

推測を重ねたが，国衙主体の流通構造の機能，摂関家の早期の進出という状況が，鳥羽とは異なり王家が嵯峨を直接的に掌握するようなあり方を導かなかった要因といえるのではないか。しかし嵯峨の川湊としての重要性はいうまでもなく，その発展の状況を建永2（1207）年8月16日の裏書を有する「山城国嵯峨舎那院領絵図」を素材に検討しておきたい（図1）[24]。

まず西を天とする絵図で舎那院領と境界を接して所領を有している存在が注目される。大堰川沿いの北側から順にA「卿二位殿領」・B「坊門大納言家領」・C「検非違使康信妹領」が，東側にはD「五条尼公領」が，南側にはE「前大膳大夫業忠朝臣領」が記される。このうち「坊門大納言家」は後鳥羽院近臣として知られる坊門信清のことで，「検非違使康信」は文徳源氏で代々にわたって検非違使・院北面を出しており，『尊卑分脈』によると善勝寺流の藤原隆輔室となった人物が姉妹としてみえる。「五条尼公」については不明であるが，「前大膳大夫業忠」は治承3（1179）年11月17日の平清盛によるクーデターで父大膳大夫平信業とともに左馬権頭を，文治元（1185）年12月27日には源頼朝による粛正で左馬権頭を再び解官され，建久3（1192）年3月15日の後白河の葬儀では棺を担ぐ役人として見える後白河院近臣である（何れも『玉葉』による）。後白河院・後鳥羽院とに分かれるが，何れも院近臣と考えられる人々がこの地に所領を確保していたことがわかる。

そのなかでも注目すべきが，後鳥羽院政期の最高実力者の一人で，承久の乱後もその権勢を維持した卿二位＝藤原兼子である。彼女の所領集積については五味文彦氏の研究があり[25]，その遺領として後鳥羽の御幸を迎えたこともある嵯峨若狭堂，それと別に「嵯峨所領五」と太秦宅があったことが明らかにされている。五味氏によると彼女の屋地集積は本宅である二条町を中心に東西に一直線に並んでおり，その方向に当時の京都が都市としての発展をみていたとすることも可能であるという。後述するように当時における京から嵯峨への順路は二条大路をそのまま西へ向かうものであったとは思われず一定の留保が必要であるが，興味深い指摘であるといえよう。なお藤原定家も嵯峨に山荘を所有していたことが知られ，家司賢寂も嵯峨に居住していたようだが[26]，嵯峨に住む卿二位の侍左衛門尉某のもとから帰る途中の姫君が広沢池付近で群盗に襲撃され車中の女房の衣装が剥ぎ取られたとの情報を記している[27]。おそらくその侍は卿二位のもつ嵯峨の屋地を管理する存在であったと考えられる。

このように13世紀前半の嵯峨周辺には院近臣らの所領が展開していたことがわかる。これは別荘というだけでなく大堰川交通との接点が注目されたためだと思われるが，改めてそのような視角で「舎那院領絵図」を見るなら二つの家屋の集中する地域を読み取ることができる。一つは右下にみえる北側境界でC「検非違使康信妹」の注記があり，東西方向に道路に沿って5軒の建物が並んでいるのがわかる。もう一つは下側にみえる東側の境界のD「五条尼公領」という注記がある部分で，やはり道路に沿って南北方向に4軒の建物が描かれている。なおこの道路はそこで途切れているように見えるが，絵図の作成目的が舎那院領と他領との境界を示すものであったと考えられることから，省略されたと見ることも可能であろう。

この絵図だけではこれらの道についてよくわからないが，同じ地域を描いた後の図と対比することで，この景観の意味を理解することが可能になる。図3でも舎那院領が示され，臨川寺領境界として朱線（トレース図では太線）で囲

まれている。この範囲は若干のズレは存在するにせよ図1と大きく変わらないと考えられる。そして図1のＣに示した東西方向にならぶ5軒の建物の西（上）側にみえるＬ字状の屈曲は，図3の屈曲部Ａにそのまま継承されたことがわかる。さらに図4でも遮那院北の東西方向の街路として確認され在家が描かれている。すなわちこの街路が鎌倉初期から室町期まで変わることなく機能し，それに沿った屋地が院近臣などの所有するものになっていたのである。さらにこの街路が大堰川に向かう南北方向の街路と直交することから，南北街路も成立していたことは明らかで，後の嵯峨の主要道はすでにこの段階で存在していたことがわかる。一方の図1でＤに示した南北方向の建物4軒については，図3では竹林寺に改変されたと考えられる。以上のように鎌倉初期に作成された図1から，大堰川交通の結節点として発達した嵯峨の姿を読み取ることが可能で，院近臣などの所領もその経済的重要性に引き寄せられたものと評価すべきであろう。

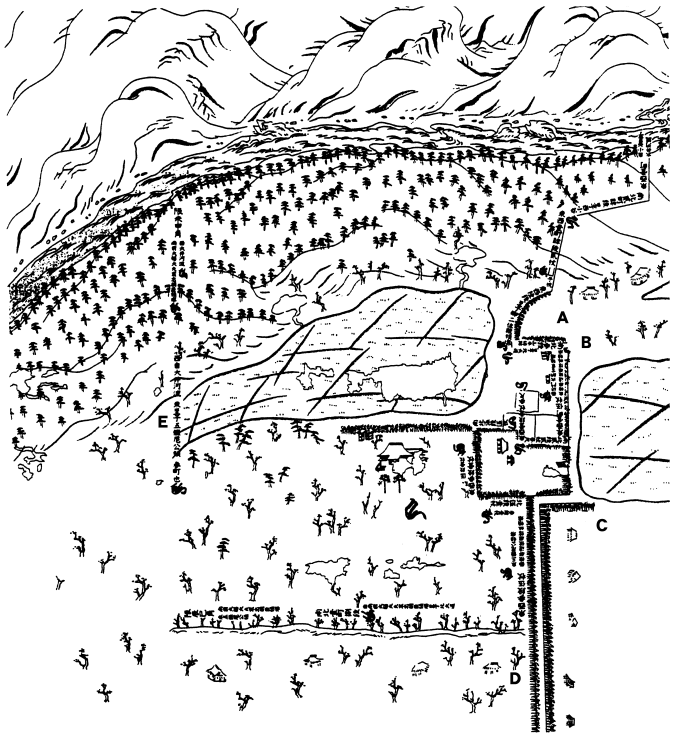

図１　舎那院御領絵図

下坂守「『舎那院御領絵図』「考」（『描かれた日本の中世』法蔵館，2003年，初出は1997年）所収図にＡ～Ｅを追加。

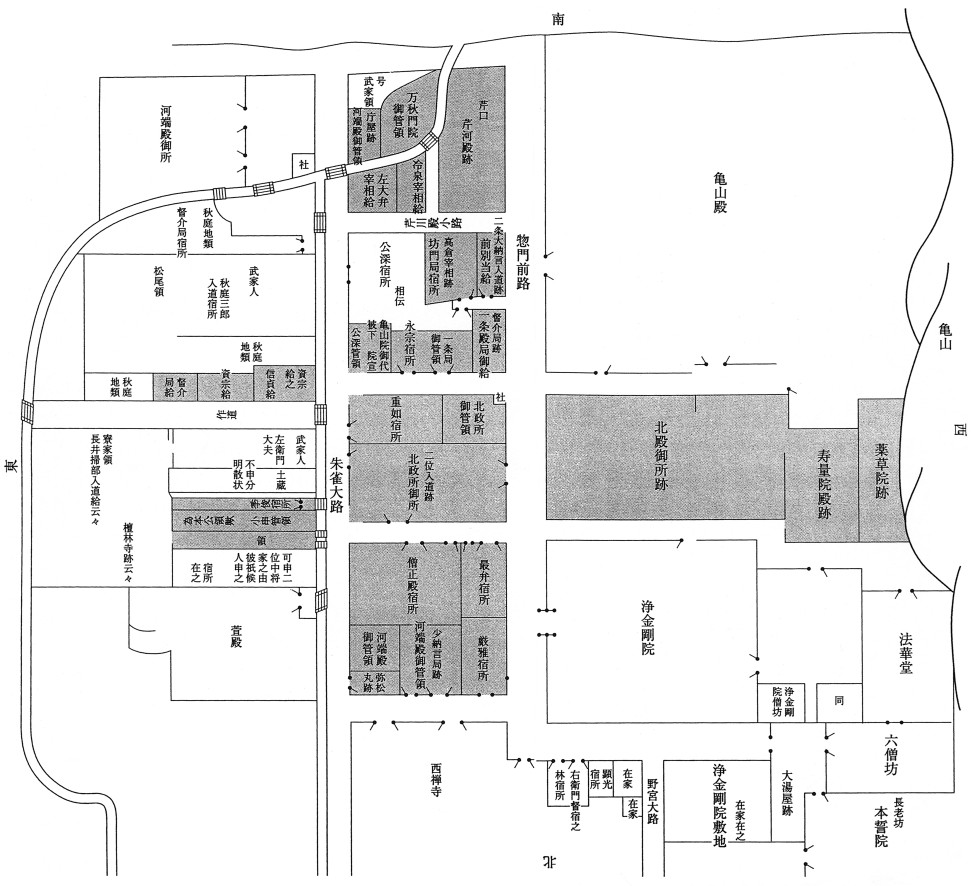

図２　山城国亀山殿近辺屋敷地指図（網掛けは丈尺記載のある部分）

拙稿「中世前期の首都と王権」所収図を転載（原図廣田浩治氏作成）

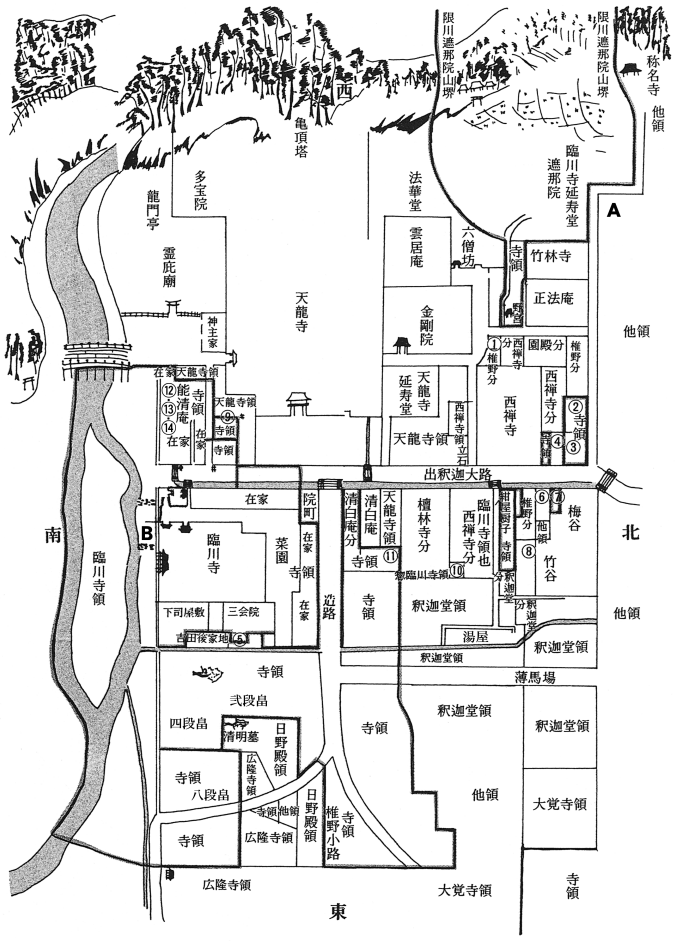

図３　山城国臨川寺領大井郷界畔絵図

原田正俊「中世の嵯峨と天龍寺」所収図に一部加筆。

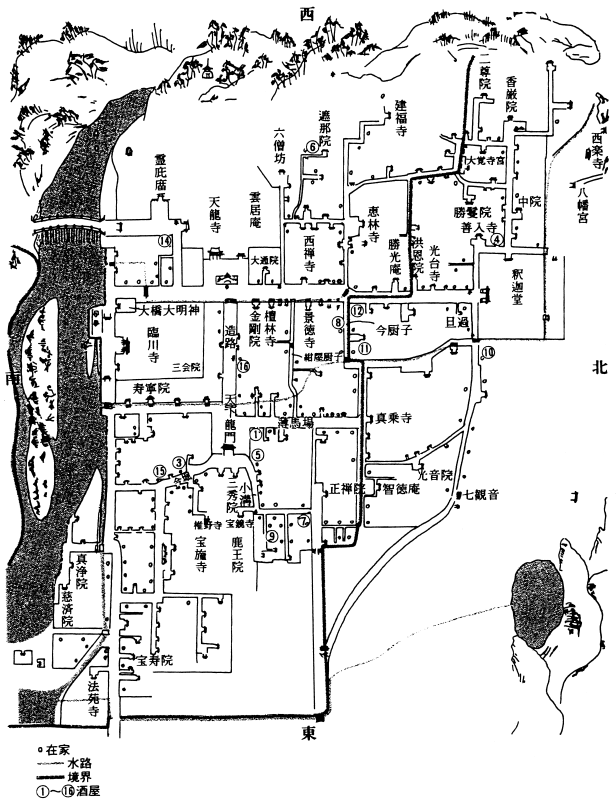

図４　山城国嵯峨諸寺応永釣命絵図

原田正俊「中世の嵯峨と天龍寺」所収図を転載。

2　亀山殿と嵯峨

1. 亀山殿の造立

以上のような鎌倉前期の嵯峨の状況を前史として，後嵯峨院により亀山殿が造立され最初の移徙が行われたのは，建長7（1255）年10月27日のことであった。後嵯峨は後深草に譲位した寛元4（1246）年の翌年から，後鳥羽の先例にならって祖母承明門院のもとへの正月御幸始，続いて石清水・賀茂御幸を行うと[28]，次第にその行動半径を広げて，宝治2（1248）年7月24日には西園寺公経の宇治真木島山荘へ，建長元（1249）年12月21日には宇治平等院から春日へ，翌年3月21日には熊野詣を行っている。さらにに建長3年閏9月2日には，以前の院が行ったことのない湯治を理由とした吹田殿への御幸も行っている。この間の二度の朝覲行幸は当時は西園寺氏が管理していた鳥羽殿で迎えられており，京外の院御所はそれのみで新たに造立されることはなかった。

その後嵯峨と嵯峨地域との関係が最初に史料に見えるのは，建長5年8月28日の山科実雄が造営した嵯峨御所（河端桟敷屋・大井川辺新造御所)[29]への御幸で，小規模ながら院御所が造営されたものと思われる。翌年3月21日には後嵯峨乳母源親子の嵯峨家（仙音寺第）への移徙を見物するために御幸した後に亀山殿に入ったという史料があり（「今出川相国記」)，それが亀山殿と呼ばれ一定の整備が行われていたと思われる。続いて8月10日に後嵯峨皇子で幕府将軍の宗尊親王を産んだ平棟子が嵯峨第（嵯峨北殿）に移徙した際にも，その南1町ばかりにある亀山桟敷殿に御幸が行われている。このような後嵯峨縁故の女性たちの移徙は，後嵯峨自身が主導したものと思われ，その他にも移住もしくは別邸を建設した男女が存在したものと推測される。前述したようにすでに一定の都市的発展を遂げていた嵯峨の地を，後嵯峨が再編しようとしたものと考えられよう。

そして一定の整備がすすんだ段階で，応徳4（1087）年2月5日に実施された白河院による鳥羽殿への移徙を先例として後嵯峨自身の移徙が行われた。造営責任者は院分国讃岐国を給わった山階実雄で，雑掌は丹後前司藤原行経であった（「師弘記」)。京からの経路は，内野（大内裏）を通過せずに一条大路から西大宮を南に，近衛末から西に向かい法金剛院前を経由して，嵯峨大路を西に向かい清涼寺から南下するというものである。すでに右京域が近衛末と京外のような表現になっている点も興味深いが，双岡の南側の法金剛院から嵯峨大路と呼ばれる道が存在していたことが注目される。これは新たに造営されたというよりそれ以前から嵯峨の都市的発展に応じて整備されてきた道であると考えられ，前述の広沢池前での群盗事件もこの道で発生したものと思われ，牛車が通行可能な道であったことがわかる。これが当該期における嵯峨と京を結ぶメイン・ストリートであったといえよう。

一方の院御所の整備については，『五代帝王物語』には大堰川を隔てた嵐山に向かって桟敷が造られ，吉野山の桜が植えられ「昔より名をえたる勝地」とされ，「京槐記」でも「御所眺望もっとも殊勝，亀山大井河の契機は崑崙に類するものなり」とその景観が絶賛されている。また「京槐記」には宿所の存在が記され，院御所の周囲に配置されていたと考えられる。さらに『五代帝王物語』には，檀林寺跡に浄金剛院を建立して道観を長老にして浄土宗を興行したこと，御所の北東側に薬草院・如来寿量院を建立して法華の本迹二門を表現したこと，御所内に大多勝院という持仏堂を建立して山門・寺門から供僧を選んで春秋に談義を行わせて碩学が集まる勧学の階となったことを伝える。浄金剛院・大多勝院ともに供養が行われたのは翌年のことになるが[30]，顕密諸宗に浄土宗を取り入れた後嵯峨の宗教構想のもとに構築された空間だといえよう。なお浄金剛院には惣社も存在したようで[31]，後白河の蓮華王院の影響も受けていると考えられる。

この亀山殿の造立はこの地域の都市的発展を促進したと考えられる。まず貴族レベルでみると，藤原定家が嵯峨に拠点を有していたことは先述したが，御子左家として息子の為家に継承されたようで，さらに孫の為相に「嵯峨中院ふるや」が譲られている[32]。なお文永6（1269）年には飛鳥井雅有が嵯峨の為家・阿仏尼夫妻のもとで源氏･古今を学ぶために足繁く通い，「嵯峨の通ひ路」という仮名日記も残されている。また吉田経俊も「嵯峨家地」を持っており，「吉田家地」･文書を譲与した嫡子俊定ではなく，事情は明らかではないが庶子経世に譲られている[33]。このうち御子左邸は亀山殿以前から存在し，吉田邸についてもいつから存在していたかは明らかでないが，次の事例は亀山殿と直接関わるものである。

『古今著聞集』には，高倉宰相茂通と栄性法眼は昔からの知音だったが，亀山殿の宿所が向かい合わせになったので，朝夕に遊ぶために茂通が栄性亭に向かうときには，烏帽子をつけずに本鳥をむき出しにして小袖・白衣姿で門を入り「栄性法眼め，おやまけ〳〵」と大声で言って縁から上がれば，栄性も簾の中から「茂通めも，おやまけ〳〵」と言って，雑談･酒宴などを行ったという話が収められている[34]。これが事実とするなら，たまたま向かい合わせになったというニュアンスからして後嵯峨側が一方的に割り当てていた可能性があること，それにもかかわ

らず後嵯峨とは直接的には関係なく2人が宿所に滞在することがありえたことを示していよう。なお茂通の貴族的規範を逸脱した行動は，京外の宿所という独特の親密空間の存在によって可能になったと考えられ，一種の無礼講的空間を創出するという京外の院御所の王権および貴族層にとっての1つの意味を示す事例といえよう。

ただし前例となる鳥羽殿からそうであるが，亀山殿についても単なる遊興空間と言うだけでは説明できないことは，弘安8（1285）年11月付の，大納言法眼坊から前司行俊への嵯峨朱雀大路西頬の屋地売券からも明らかである[35]。この文書は管見の限り，鎌倉期における嵯峨に関する唯一の売券であるが，様々な事実が明らかになる。まず所在地の嵯峨朱雀大路という表現が注目される。本来の朱雀大路は平安京の中軸街路のことであるが，右京が衰退し鴨川以東の白河が都市的に発展すると東京極大路の1筋東の南北街路が東朱雀と，白河そのものにも南北街路の1つが今朱雀と呼ばれるようになったが[36]，嵯峨にもそのように呼ばれる街路が成立しているのである。その位置は嵯峨地域が「南は大井河遙に流て，法輪寺の橋斜也，北は生身二伝の釈尊，清涼寺にをはします」[37]といわれるように，清涼寺正面から大堰川に向かう南北街路のことである。後嵯峨の移徙でも先述のようにその路を利用しているが名称は記されておらず，亀山殿が成立してから名付けられたと考えられる。その点で王権と関わる呼称であるが，その街路が機能するようになったのはより古く，大堰川の川湊との関係が想定される。ともあれこの売券は嵯峨のメイン・ストリートである朱雀大路に面した屋敷のものである。次にこの屋敷は故三位律師によって建てられた本坊敷地の一部で，それが大納言法眼坊の手にあり，さらに僧侶とは無関係な対馬前司行俊に転売されていることがわかる。すなわち坊という性格はこの転売によって失われたことになる。この売券そのものの敷地規模はわからないが，裏書から元亨2（1322）年9月26日付で，その一部である口南北5丈1尺4寸・東西19丈7尺5寸が幸松丸によって買得されたことがわかる。そこから本来の地割が転売を経て，次第に口が狭く奥行きが長い都市的な地割に改変されていく状況を知ることができよう。

この裏書に見える幸松丸がどのような身分・職業を有しているのかは不明であるが，『沙石集』6－6には，嵯峨に能説房という説教師がいて，隣には「沽酒家の徳人の尼」が住んでおり，能説房も酒を買う1人であったが，尼が仏事を催して能説房が導師として招かれた際に，「近辺の者」から尼に酒に水を入れて売るのは罪であると説くように頼まれたとの説話が収められている。話は水に酒を入れた尼にやりこめられるのだが，ここから家の仏事に招かれるような説教師，「徳人」と呼ばれる酒屋，さらに尼を快く思わない近隣住人の存在が知られ，当該期の都市社会の様相をかいま見せてくれる。同じく『沙石集』異本5にも嵯峨に住むある権門の女房の家の下人が，前に住む貧しい殿上人の敷地を次第に取り込んでいったが，殿上人の詠んだ歌に女房が恥じ入り家地を捨てて京に帰ったため，殿上人のものになったという説話も収められており，さまざま諸階層が居住していたことが知られ，当然のことながらそこに仕える下人もあった。その点で都市としての嵯峨は決して亀山殿だけで成立しているものではなかったのである。

2.「嵯峨亀山殿近辺屋敷指図」にみる都市空間

このような状況を視覚的に示してくれるのが，「山城国嵯峨亀山殿近辺屋敷指図」と名付けられた天龍寺に所蔵された絵図で，そこにみえる都市空間についてトレース図（図2）に基づいて分析してみたい（以下では「指図」とする）。

まず作成年代について。上限は南端中ほどに位置する「万秋門院御管領」から，万秋門院の院号宣下が行われた元応2（1320）年2月26日で問題ない。一方の下限については，東端中ほどにみえる長井掃部入道宗秀が死去したのが嘉暦2（1326）年11月7日[38]，東南角にみえる河端殿御所の所有者後醍醐皇子世良が死去したのが元徳2（1330）年9月17日となる。その一方で長井の西側にみえる二位中将を『公卿補任』により元応2年以後でみると，元徳元年6月21日から翌年10月21日までの鷹司基教のみである。すなわち下限については長井宗秀の死去と鷹司基教の

在任期間の間にズレがみられる。その他に冷泉宰相については後に冷泉大納言と呼ばれ後宇多の養子であった洞院公泰の可能性があるが，そうだとしたら元亨元（1321）年6月6日から正中2（1325）年4月2日となる。左大弁宰相は多数いるが，元亨3年7月7日に後宇多が主宰した和歌会である「亀山殿七百首」[39]にみえる三条公明だとすると文保元（1319）年3月9日から元亨4年となる。長井宗秀の死去とこれらの可能性を重視するなら，かつて鷹司基教の在任期間から想定した河端殿御所の禅院化よりも，元亨4（1324）年6月25日の後宇多の死去で，この地の管理者が恐らく後醍醐に代わったのを契機として丈尺の把握が行われた可能性が高い。なお元亨4年は現行の『公卿補任』が欠けているが，その間に二位中将が別にいた可能性は低くその問題は解決しないが，とりあえずはこのように考えておきたい。それが誤りであったとしても，「指図」が鎌倉末期における嵯峨の都市空間を描いたことは間違いなかろう。

次に都市空間について，南北街路である惣門前路・朱雀大路を境界として3つに分けて検討していきたい。まず惣門前路から西側で亀山殿を中核とした王権の空間がある。ここには院御所および院によって建立された浄金剛院・法華堂などからなり，そこでは院主宰の仏事のほかに和歌会などが催される空間であった。

その向かい側の惣門前路と朱雀大路にはさまれたのが，宿所空間である。ここでは「武家領と号」した南側の1ヶ所と，「公深宿所，相伝」と記された敷地以外は丈尺が記されており，「冷泉宰相給」など「〜給」と記されたものもみられ，院の統制のもとにおかれていた空間である。それぞれの宿所の地割は様々であるが，必ずしも朱雀大路に面して開かれておらず，むしろ閉鎖的にみえるような空間も見られる。高倉宰相跡と記されているのが前述した高倉茂通の宿所だとするなら，その親密空間的な状況に相応しく，院近臣・女房・近臣僧などで構成された空間構造になっていたといえよう。永宗が亀山院側近であった高倉永康の孫に比定できることからも，それは裏付けられる。さらに嘉元4（1306）年9月12日に寿量院・薬草院を壊して灌頂堂を建立し，後宇多院の主宰により結縁灌頂が実施された。その時に出立所になったのが，「朱雀大路，御所より三ばかり町」にある公深僧都坊で，執行として運営にあたり大威儀師に任じられたのが最弁であったことが知られ[40]，院仏事に関与する僧も宿所を有していたことがわかる。

こうした宿所空間と対照的なのが，朱雀大路より東側である。そこでも作道に沿って「〜給」と記されるような，四角形に近い地割もみられるが，作道より東側には朱雀大路に面した短冊型地割のような街区がみられ，丈尺が把握されていない箇所も多い。前述した売券のように坊が転売された結果という場合と，もとからそうだったという場合が考えられるが，何れにせよ院の統制から離れて独自の都市的展開を遂げた空間ということができる。

そしてそこには「分明の散状を申さず」と丈尺把握に応じなかった土倉とともに，幕府関係者が多数見られる。まず京下り官人大江広元を祖とする長井宗秀[41]は関東評定衆などをつとめ，東使として上洛する以外は鎌倉に居住していたと思われる。しかし同族として六波羅評定衆をつとめた長井氏があり，宗秀は代表的な武家歌人として勅撰集に入選しており，その辺りに嵯峨の地に家地を所有する理由があるのかもしれない。同じく勅撰集に入選するとともに在京人として活動し，六波羅探題常葉範貞被官でもあったのが小串範秀である。彼は「指図」にみえる西禅寺を石庵旨明を開山として建立し，雪村友梅をその住持とした人物で[42]，この地に家地を所有する存在として相応しいといえる。武家人左衛門大夫については全くわからないが，秋庭三郎入道については推測が可能である。元徳元年に鎌倉扇谷の大佛家時門前から火災があり，その原因は家時の家人である秋庭入道と高橋某との対立によるといわれた[43]。家時の父維貞は正和4（1315）年9月2日から正中元（1324）年8月17日まで六波羅探題南方を勤めている。高橋氏は探題被官としての活動が知られ，「指図」にあらわれる秋庭三郎入道も探題被官だった可能性がある。「近江国番場蓮華寺過去帳」（『群書類従』29）には「穐次次郎兵衛尉則光」なる人物がみえ，あるいは秋庭の誤りかもしれない。小串氏以外については家地をも

つ理由について充分に明らかにすることはできなかったが，逆に考えるとそのような存在でさえ嵯峨に家地を所有するほどの都市的発展を遂げていたということもできよう。

院御所を中心とする空間，それに付随する宿所空間，それらとともに発展しながらもより独立的な都市空間の三つに分類して検討してきた。先に文献で見た都市嵯峨のありかたを「指図」を通しても確認できたのではないか。ただし「指図」の作成目的は亀山殿を主体とした丈尺の把握にあり，それとは無関係の地域は描かれていなかったことに注意する必要がある。まず南側に接して大堰川が存在し川湊が推測されるにも関わらずそれが全く描かれていない。次に前述の朱雀大路に面した売券の所在地が比定できないところから見ても，北側にも大覚寺が存在し都市域が広がっていたはずだが，その状況は不明である。また貴族の居住地は宿所のみが描かれているが，文献で確認できる北畠親房の嵯峨第や[44]，前述した御子左家・吉田家に伝領された邸宅などより独立性の高いものもあったはずである。それらを考慮に入れるならより広範に発展した都市域を想定することが可能であろう。

3　中世後期の嵯峨の発展

1. 絵図に見る都市空間

鎌倉後期に亀山殿ともに展開した都市嵯峨は，中世後期にかけて臨川寺および天龍寺の造営を契機に禅宗寺院が林立する都市としてより発展を遂げていくことになる。ここではそれについて確認しておきたい。

臨川寺は「指図」の河端殿御所跡に世良の遺命により元翁本元を開山に建立された禅院である。隠岐から帰京した後醍醐により元弘3（1333）年7月23日に夢窓疎石が住持に任じられると[45]，同年10月7日には芹川殿敷地が，10月28日には大井村がそれぞれ施入され，翌建武元（1334）年4月24日には法輪橋上下6町内の大堰川の殺生禁断が認められ大堰川にも権益を確保した。また建武2年正月25日には臨川寺北にある鎌倉幕府最後の政所執事で雑訴決断所四番衆になるも，建武元年12月28日に死去した二階堂道蘊の有する家地が寄附されている。臨川寺北は「指図」では秋庭が管領していた場所にあたり，恐らくは元弘没収地となって京都に基盤を持たなかった道蘊に与えられたものの，彼が死去したため寄進されたものと思われる。

さらに建武2年10月11日には夢窓の門葉が臨川寺を継承することが認められているが，その史料には嵯峨について「帝都の西境」と表現され，京の西の境界であることが示されている。この決定は後醍醐が足利尊氏に敗れた後の建武3年9月27日の光厳院宣でも認められており，そこでは「西郊の霊場」といわれている。なお後醍醐は大井村を臨川寺に施入しながら，大井郷を大勝院（亀山殿持仏堂の大多勝院ヵ）に安堵したため紛争になったが，同年9月11日の光厳院宣で臨川寺が管領することが認められた。さらに同じく9月27日の院宣で加賀国大野荘領家職とともに「大井郷内檀林寺領分ならびに則重開発田畠」の管領が，10月29日の院宣で「大井郷内闕所遮那院ならびに屋地」の管領が認められ「領主等沽券避状案」が裏を封じて返付された。このように臨川寺は北朝からも保護され，逆に後醍醐方の闕所地の管領が認められ，それを買得もしくは放棄させることで嵯峨内での領主権を拡大していったのである。これら買得および相手側の放棄によって獲得した近辺散在地は，暦応2（1339）年4月25日の光厳院宣でも認められ，貞和5（1349）年4月28日の太政官符で大井郷における「伊勢太神宮役夫工米・御禊・大嘗会以下勅役院役ならびに，都鄙寺社所役および，国中段米・関米・臨時公役」の免除が認められている。

一方この間の暦応2年10月5日には，後醍醐の菩提を弔うために亀山殿を寺院となし，建武4年に臨川寺を弟子の無極志玄に譲った夢窓疎石が開山として管領することを命じた光厳院宣が出される[46]。「南は法輪に隣し，北は栖霞に連なり，西は大井川を超えて嵐山に至り，東は安堵橋を限りもって太秦に臨む」[47]という広大な領域が四至とされ，亀山殿院町（宿所空間）もその注文が改めて作成され寺家（当初は暦応寺）に寄せられた。そして翌年月21日に木作始が「見物緇素市をなす，僧衆群集」という状況で

行われ，足利尊氏によって備後国三谷西条地頭職が寄進されている。その後も相次いで所領寄進が行われたが，そのなかでも注目すべきなのが大堰川交通による「材木運送の便宜」により8月17日に光厳上皇が地頭職を寄進した丹波国弓削荘である。1で述べたように弓削荘は長講堂領として材木を供給しており，それが選定された理由といえよう。この弓削荘は長講堂がもつ領家職も翌暦応4年7月5日に「各別所務料木採用の違乱」がないように光厳から夢窓に知行が認められ，造営が進行した。さらに寺号が天龍寺と改められた後の翌康永元（1342）年7月28日に「梁材多く丹陽に出ずる」[48]といわれる材木の法輪橋渡始があり，材木を寺内に引き入れる綱引きには結縁のため夢窓さらには尊氏・直義兄弟をはじめ供奉人が終日従事したという。そして康永4年8月29日に山門の反対を押し切って，武家の保護のもと「前代未聞ノ壮観」（『太平記』巻24）といわれる天龍寺落慶供養が執り行われ，夢窓自身は翌貞和2（1346）年3月17日に光厳上皇を天龍寺に迎えると[49]，翌日に無極志玄に住持を譲り退去した。

そしてその翌年の貞和3年仲秋に開山夢窓の名で花押を据え，「当寺管領の分，天龍寺と他人管領に及ぶの地あい雑ゆえ，恐らく諍論ありて決しがたし，よって絵図をもって定め置くところなり」という裏書をもち，現在は天龍寺に所蔵される「山城国臨川寺領大井郷界畔絵図」が作成されたのである。臨川寺・天龍寺双方に深く関与した夢窓が両寺が対立することなく，寺領を維持できるように作成させたものといえよう（以下「界畔絵図」とし図3)。この「界畔絵図」についても原田正俊氏による分析があり，朱雀大路が出釈迦大路となること，薄馬場・紺屋厨子・椎野小路など現在につながる街区の成立，後の角倉の前身である吉田屋敷の存在，大堰川中州と晴明神社の存在などが指摘されている。

それに付け加えて次のような点が注目される。まず臨川寺に発給された文書の通りに舎那院が臨川寺延寿堂として病気の僧の収容・葬送施設になるとともに院領が寺領とされるのに対して，大堰川は法輪橋以南のみが寺領になっている。後述する津役の収取関係からして，それより上流は天龍寺領とされたためだと思われる。また法輪橋のすぐ下流側には大堰川に面して臨川寺領の在家があり，臨川寺南の大堰川に面して何らかの構築物（B）も描かれている。この地域は直接的に大堰川交通と関わった場所と考えられ，川湊の可能性も想定できよう。在家は鎌倉末の「指図」とは異なるものの，それらの後継の所有者から寄進もしくは買得により獲得したものと考えられ，出釈迦大路沿の寺領とあわせて先の文書に見える「領主等沽券避状案」により獲得した所領といえよう。「指図」との関係を見ると宿所空間は前述の大堰川沿いを除いて天龍寺に組み込まれており，出釈迦大路以西では浄金剛院・六僧坊・西禅寺などに面影が残るのみである。それに対して以東では出釈迦大路沿いの溝がそのままで，それに面した在家の存在と造道より北側の長方形にみえる街区や造道に面した在家など全体にその地割りを継承しているように感じられる。出釈迦大路という名称は原田氏が指摘するように清涼寺＝釈迦堂門前に向かうためで，「すさか」という音は変わらないとの指摘もある[50]。それはその通りだろうが，平安京をモデルとして都市を見る意識が薄れた点と，原田氏が指摘するように造道が下嵯峨の基本的な道路に変わり京からのルートが変化すると考えられる点で，重要な呼称の変化といえよう。なお清涼寺まではまだ距離があるが，他領のためそこは省略されている。

一方この「界畔絵図」では臨川寺周辺および出釈迦大路沿いのみが在家が立ち並ぶ空間で，それより東側は臨川寺領でも大覚寺・清涼寺・広隆寺・日野家領などの他領でも，その多くは畠地とされるが，それから約80年ほど後の応永33（1426）年9月に作成された「山城国嵯峨諸寺応永釣命絵図」になると禅院の塔頭で埋め尽くされることになる（図4)。この下嵯峨全体をカバーする絵図の中には，在家という注記が143，寺院・塔頭・神社・堂などの注記があわせて178を数える大都市の姿が見える。山田邦和氏はここに描かれていない部分もあわせて嵯峨全体の都市域を150万㎡とし，1000軒近くの民家が存在する巨大都市であるとともに京都の衛星都市でもあると嵯峨を位置づけている。また原田氏は人口については禅院の規模の大きさ

と近世の数字をあげるだけで明言しないが，酒屋の位置を確定してそれを比定するとともに，地口銭が賦課されていたこと，徳政一揆の襲撃の対象になったことを指摘し，それらと天龍寺など禅院との関係の深さを指摘している。都市として全盛を迎えた嵯峨について明らかにされており，ここでそれに付け加えるべきものは何もない。ただそれがいきなり訪れたのではなく，長い前史を有していたことをこれまで少しなりとも述べてきたところである。

なお屋上屋を重ねることになるが，次節との関係で大堰川についてだけ若干触れておきたい。まず法輪橋より東の嵯峨側には石垣のようなものが連続して描かれ護岸されていたことがわかる。このうち臨川寺南には突き出た空間があり建物のようなものも描かれている。これは「界畔絵図」で川湊と推測した場所と同じでそれがより整備された姿を示したものといえる。さらに大堰川が梅津に向けて南に流路を変える手前にも護岸のようなものがみられ，川に面した塔頭も存在し何らかの関係を推測させるものである。一方で法輪橋の北側にも道路が延びており，あるいは天龍寺に関わる川湊が存在した可能性もあるのではないか。何れにせよ大堰川交通との関係が充分に意識された都市といえよう。

2. 大堰川交通と問・関

この嵯峨が川湊として機能していたことを示す史料は少ない。そのなかで永徳2（1382）年の東寺西門造営に関わる算用状に[51]，「堀河ならびに嵯峨才木分」が計上され，嵯峨よりの車力賃450文，淀よりのそれ650文の明細が記されているのが注目される。嵯峨は禅院の集中する空間というだけでなく，材木集散地としての機能も果たしているのである。

そして天龍寺側には若干ではあるが大堰川交通に関わる史料が残されている。弓削荘は天龍寺造営の材木供給源として重要な役割を果たしたことは先述したが，文和元（1352）年10月12日付で，弓削荘の年貢料木以下に対して，丹波国目代が宿野川に新関を立てて一宮である出雲社上分と号して率分を徴収することを禁ずる守護宛の足利義詮の御判御教書が出されている[52]。さらに貞治4（1365）年4月29日付の丹波国守護山名時氏宛の足利義詮御判御教書でも[53]，天龍寺領弓削荘の年貢・材木と天龍寺造営に用いられる山国杣の材木について，目代が宿野川・野々村・大谷・保津で率分・川手・関賃などを徴収することの禁止が再確認され，違犯した所領と領主の名字を注進することが命じられている。まずこの段階でも大堰川の管理が国衙の管轄とされていたことがわかり，大堰川自体は国衙領との推定を補強するものである。これら関所は新関として非難されているが，現実には天龍寺と関わる材木のみ率分以下の賦課が禁じられたもので，それ以外には賦課されていたと考えられる。

それではここにみえる4ヶ所はどのような場所だったのだろうか。このうち保津以外の3ヶ所について正確な現地比定は困難であるが，野々村は前述の問の存在した野々村荘と考えられ，弓削荘棚野村では「野□村講（溝カ）代」が差し引かれていた[54]。そこから考えて野々村荘の材木を大堰川に出す場所が野々村と呼ばれたのではないか。それが認められるなら田原川が合流する殿田付近と考えられる。一方の宿野川はそれより上流で弓削川のことと推測され周山付近とも思われるが，大谷については全く不明である。一方で秀吉が筏流しにより諸役免除の特権を与えたのが宇津・世木・田原・篠・山本・保津で，近世の材木流通では上世木・殿田・保津・山本が筏中継地・筏問屋所在地となっていたことが知られる[55]。これらが中世の大堰川交通の状況を何らかの形で継承しているとするなら，あるいは新関と呼ばれるものも筏中継地と関係していた可能性もあろう。推測を重ねたが，率分が賦課されるほどの活発な材木流通がこの段階からみられたことは間違いなかろう。ただし中近世で大きく異なるのは，天龍寺造営など一部の材木流通が特権的に保護されていたことと，周囲との関係である。

それについては明応6（1497）年と時代が降るが，山国奉行[56]だった白川神祇伯忠富王の日記が注目される[57]。古くから知られていた史料であるが[58]，これまで嵯峨問丸からの報告が「山国より運送の材木，丹波国□□□河内十郎と申す在所」と読まれていたため，充分な解釈が行

われていなかったものである。しかし写真でみると「丹波国き□□河内十市と申す在所」と十市と判読でき，在所とあることからも地名とみるべきで，伊勢氏の使者がみえることから大堰川中流に所在する幕府料所である桐野河内郷に関わる史料と考えられる[59]。残念ながら現地比定はできないが，嵯峨問丸が山国から運送されてきた材木が桐野河内郷内で抑留されたと申してきたので，武家伝奏を通じて代官である伊勢氏に問い合わせたというのが日記の意味であろう。まずここで注目すべきなのは，材木が抑留されたという情報が代官よりも嵯峨問丸のもとに入っていることで，材木流通は問丸が取り仕切っており，彼は嵯峨に拠点を置いてそれに従事していたのだろう。

さらに伝奏勧修寺政顕からの問い合わせ結果も興味深い。伊勢氏側によると，禁裏に貢納される月次材木を違乱することはない。ただし夏炎旱時には売買される材木は，用水路を損なわないように水量に応じて通過させることで現地で合意ができている。ところが月次分に混じって売買分が無理に通されたため，（用水路に影響があり）田地に被害が出ており迷惑に思っているが，このような申し入れがあったため，今度の件については早く通過させるように現地に下知した。以後も夏中は先の取り決めを守るように下知してほしい。もちろん月次分については季節の事情は関係なしに毎月の運送に煩いをなすようなことはしないというものである。ここから材木運送について水量を超えないようにするなど一定の合意が運送する側と用水を利用する側で成立していたことがわかる。河川をめぐる関係諸勢力の錯綜した利害関係が生み出した合意であり，新関もその一種と考えることもできよう。

その一方で月次材木の特権を利用してそれを破る者もあったために，こうしたトラブルが生じたのである。あるいは材木流通を取り仕切る嵯峨問丸が売買材木まで流通させたのが原因なのかもしれない。すでにその5年前には山国惣庄から黒田村への立木と山売買を口入する「御材木御問大阿弥次郎」なるものがいた[60]。この敬称の付け方から考えても，材木流通を扱う問とみることができよう。そしてその山とは「里と黒田村論所地」であり，それゆえに他ではみられない問が口入したものと思われる。月次にしろ売買にしろ，材木は問の統括のもと大堰川を下ったのであり，彼の拠点も嵯峨もしくはその周辺だったろう。

その嵯峨の状況について示すのが，原田氏も引用する16世紀前半に行われた梁をめぐる大覚寺と松尾社の相論での，松尾社側の反論である[61]。管見の限り残存文書2点は何れも松尾社側が出した文書で[62]，松尾社側には大堰川・桂川を松尾社の進退とするという偽文書らしきものも残されているが[63]，相論の結果もわからない。主要な争点は大覚寺側が川はそれぞれの領主の支配によるとするのに対して，松尾社側は山城国内のどこであっても梁の権利は松尾社側にあるという。

すなわち松尾社側は以下のように主張する。当社領である大堰川について，それぞれの領主の舟・筏でも天龍寺と臨川寺が支配しているとなおも掠め申すのか。筏が着く津は上下に二つあり，上の津は天龍寺領であるので津役以下は天龍寺が賦課するだろうが，河公事については天龍寺より松尾社に本年まで間違いなく納入されている。津に着く筏が松尾社領の河を下るからである。また舟は所持する領主が支配するもので誰に限られることはない。問題になっている舟は当社境内の法輪寺の舟であるのでこちらから漕ぎだしたのであり，それについての証拠文書もある。同じように臨川寺領の下河端村で津役・井料が徴収されているからそれぞれの領主が支配することは明らかと主張するのか。それが下の津であり，津役以下はそうであろう。しかしこれは津についての相論ではなく無用の言い分である。井料についてもどこでもあることである。というのも田地に応じてのことだからである。津役・井料ともにこちらの関与しないところである。河公事については下河端村より例年通り今年も納入されている。梁について問題になっている場所はどこでも山河ともに公事が賦課され，そのほかに神役を勤めたことも数度ある。このようないわれのある場所であることは当社全てが心得ていることである。大覚寺などと比べるべくもない。不可思議な主張である。宝徳年中に梁を打った者があるというの

か。こちらにも以前に嵯峨（大覚寺）側から打ったことはないという者が多数いる。紛れない事実である。

ここから明らかになるのが，材木筏は天龍寺領もしくは臨川寺領の何れかの津に着くことになっており，それぞれが津役を徴収していたことがわかり，材木はそこから荷揚げされ京に運ばれたのである。これは16世紀の史料であるが，この時期にはむしろ材木流通は停滞すると考えられ，両寺による津役の賦課は14世紀後半段階にはすでに成立していたと考えられる。天龍寺領の所在は不明であるが，臨川寺領は下河端村と明記されており，先に「釣命絵図」から推測した2ヶ所の何れかであることは確実で，そこに問も拠点をおいていたのだろう。なお松尾社がもともと大堰川の漁業権を有していたのは事実であると思われ[64]，材木通行がそれを妨げるとの理由から，筏の到着点で河公事を徴収するに至ったと考えられる。それだけ多数の筏が下っていたことを示すものだろう。

おわりに

長期にわたる時期を取り上げたため煩雑なものになったが，本稿で論じたところをまとめるとともに，以下の状況を展望しておきたい。

古くから大堰川交通における材木の荷揚げ地であった嵯峨は，12世紀後半から13世紀前半にかけて，問が活動し流通にあたっていた。そこでは材木供給のための国衙主体の流通構造と摂関家の早期の進出のため，鳥羽のように王家が直接的に掌握することにはならなかった。しかし院近臣などの屋地が経済的重要性に引き寄せられて立ち並ぶようになり，中世都市としての嵯峨の萌芽的段階だとすることができよう。それを前提として13世紀後半には後嵯峨院が亀山殿を造立し，再開発がすすめられた。そこでは仏事・和歌会などが行われる王権の空間，院近臣・女房・近臣僧に与えられた宿所の親密空間，メイン・ストリートに面して直接的な院の統制から離れ様々な階層が居住する町屋空間に区分することができる。この段階を都市嵯峨の本格的成立期と位置づけることが可能である。南北朝期以後になると臨川寺・天龍寺と塔頭群と在家などが立ち並ぶ一大都市空間へと発展していくが，そのなかでも京へ向かう材木集積地として大堰川交通の川湊としての性格も維持されていた。すなわちこの段階の嵯峨は単独においても一大都市として存立するとともに，淀・鳥羽などとならぶ京への流通の結節点として位置するという点で，二つの機能を有していたといえる。

また室町期の大堰川交通は幕府－守護体制に保証され，材木輸送だけでなく用水・梁など錯綜する関係者間の利害関係が調整されながら，機能していたのである。しかし戦国期になるとその調整が機能不全に陥っていくように思われる。『二水記』大永2（1522）年11月16日条は，山国からの材木が数ヶ所の川上関の存在のために，山中を運ぶようになったことを伝えている。諸勢力間の調整が機能不全に陥ることで，特権流通が失われ関が負担でしかなくなってしまったことを示している。また都市としての嵯峨も応仁の乱により大きな打撃を受けたことがいわれる。そしてそれらの流通の新たな形での再生が，近世初頭における嵯峨出身の角倉了以による保津川の開削だったといえよう。

注

1. 拙稿「中世京都における居住形態と住民結合」（仁木宏編『都市―前近代都市論の射程』青木書店，2002年）。
2. 拙稿「中世前期の鳥羽と淀」（『日本史研究』459，2000年）・「中世の淀川流通をめぐる諸問題」（『中近世土器の基礎研究』ⅩⅥ，2002年）。
3. 『中右記』保安元年4月28日条。
4. 当該期の日吉大津神人の活動については，戸田芳実「王朝都市と荘園体制」（『初期中世社会史の研究』東京大学出版会，1991年，初出は1976年）参照。
5. 原田「中世の嵯峨と天龍寺」（『講座蓮如』4，平凡社，1997）。以下で原田氏の見解は全てこれによる。
6. 山田「中世都市京都の変容」（『中世都市研究』5，新人物往来社，1998年）。以下で山田氏の見解は全てこれによる。

7.　拙稿「中世前期の首都と王権」（『日本史研究』439，1999年)。
8.「藤井延時解」（『平安遺文』2841，興福寺本信円筆因明四相違紙背文書)。
9.　宇佐見隆之「木守と問」（『日本中世の流通と商業』吉川弘文館，1999年，初出は1996年)。
10.『兵範記』保元元年7月21日条。
11. 天暦10年8月16日「山城国山田郷長解」（『平安遺文』269，東文書)。
12.『鎌倉遺文』2670，摂津鹿田文書。豊田武『増訂中世日本商業史の研究』（『豊田武著作集』2，吉川弘文館，1982年，原著は1952年）にも引用されており，後述する3問職も大堰川沿いに所在すると推測されるが，その根拠は示されていない。
13. 中世丹波国衙と川関については，仲村研「丹波国吉富荘の古絵図について」（『荘園支配構造の研究』吉川弘文館，1978年，初出は1963年）に紹介された絵図に活写されている。
14. 山国荘をはじめとした丹波国の荘園の概要については，黒川直則「丹波国」（『講座日本荘園史8近畿地方の荘園Ⅲ』（吉川弘文館，2001年）にまとめられている。
15. 野々村荘については，とりあえず『京都府の地名』（平凡社，1979年）参照。
16. 拙稿前掲「中世前期の鳥羽と淀」。
17.『山槐記』永暦2年4月4日条に藤原忠通が故源顕親の山荘を召し取り渡ったのが梅津殿の初見であるが，あるいは頼長領として保元の乱で接収されていたものを，忠通が取り返した可能性もある。
18. 本文書は『鎌倉遺文』では古書肆鹿田静七氏所蔵とされる流出文書で，梅津との関わりから長福寺から流出した可能性があるが，流出分もあわせて編纂された石井進編『長福寺文書の研究』（山川出版社，1992年）および「長福寺文書・補遺」（『遙かなる中世』13，1994年）にはあげられていない。
19.『玉葉』文治5年12月3日条。
20.『吾妻鏡』建暦2年7月7日条。
21. 大山喬平編『長講堂領目録と島田家文書』（思文閣出版，1987年）所収。
22. 以下についても，黒川直則前掲論文による。
23.『鎌倉遺文』7631。
24. この絵図については，下坂守「『舎那院領絵図』考」（『描かれた日本の中世』法蔵館，2003年，初出は1997年）に分析がある。
25. 五味「卿二位と尼二位」（『お茶の水女子大学女性文化資料館報』6，1985年)。
26.『明月記』文暦2年3月13日条。
27.『明月記』元仁2年3月15日条。
28. これら御幸の意義については，拙稿「中世前期の行幸」（『年報中世史研究』19，1994年）参照。なおこの段の典拠は何れも『百練抄』による。
29. 以下の典拠は『仙洞御移徙部類記』2・11に所収。
30.『百練抄』康元元年6月7日条・10月25日条。
31.『百練抄』正嘉元年11月5日条。
32. 文永11年6月24日「融覚譲状」（『冷泉家古文書』，冷泉為人氏所蔵文書4)。
33. 建治2年10月17日「吉田経俊処分状案」（『鎌倉遺文』12520，勧修寺家文書)。
34.『古今著聞集』16－576「高倉宰相茂通と栄性法眼との交遊の事」。「おやまけ」については，笠松宏至「『お前の母さん…』」（網野善彦ほか『中世の罪と罰』東京大学出版会，1983年）に論じられる。
35.『鹿王院文書の研究』（思文閣出版，2000年）13。本文は以下の通り（端裏・裏書は略)。

（花押）

沽却　屋敷壱所事，

在　嵯峨朱雀大路西頬，故三位律師被居置跡，四至本旧垣定，　御本坊敷地内也，

右，件屋敷者，大納言法眼坊之御相伝之地也，而依有要用，相宛直銭佰貫文，限永代所被沽却前司行俊実也，於本券者依有類地加裏書畢，向後更不可有他妨，故立新券文之状如件，

弘安八年十一月　日

権律師（花押）

36. この点は，高橋康夫「日本中世の『王都』」（『年報都市史研究7首都性』山川出版社，1999年）でも論じられる。
37.『古今著聞集』8－331「後嵯峨天皇某少将の妻を召す事并びに鳴門中将の事」。
38.「常楽記」（『群書類従』29)。なお拙稿前掲「中世前期の首都と王権」ではこれを見落としており，長井掃部入道の比定も誤りであることにつ

いて森幸夫氏のご教示を受けた。それにより「指図」全体の比定についても変更した。

39.『群書類従』21。ただし他の参列者は「指図」にみえない。

40.「嘉元四年結縁灌頂記」（『続群書類従』26下）。

41. 長井氏については，小泉宣右「御家人長井氏について」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』続群書類従完成会，1970年）・森幸夫「六波羅評定衆考」（小川信先生古希記念論集刊行会編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会，1991年）参照。

42. 小串氏と嵯峨との関係については，原田正俊前掲論文で論じられており，拙稿前掲「中世前期の首都と王権」でも述べた。その後に伊藤邦彦「鎌倉時代の小串氏について」（『日本歴史』625，2000年）が小串氏関連の史料を集成している。なお伊藤氏は拙稿が小串氏を得宗被官としたことを批判するが，北条氏を背後に有し多様な活動に従事する存在を単なる御家人と見ることはできないと思われる。

43.（元徳元年）11月11日「金沢貞顕書状」（『鎌倉遺文』30775，金沢文庫文書）。

44.『続史愚抄』嘉暦元年10月30日条。

45. この段落に関わる典拠は全て「臨川寺重書案文」（京都府教育委員会調査分天龍寺文書437～460，京都市歴史資料館蔵写真帳）による。煩雑になるためそれぞれの文書名は記さず，発給年月日のみ示した。

46. この段落に関わる典拠は別に註を付さない限り，『大日本史料』同日条に所収される「天龍寺造営記録」である。

47.「天龍寺紀年考略」（『続群書類従』27下）。

48. 前註に同じ。

49. 以下『大日本史料』同日条による。

50. 高橋康夫前掲論文。

51. 永徳3年2月日「造営方算用状」（『教王護国寺文書』606）。

52.「天龍寺重書目録乙」（京都府教育委員会調査分天龍寺文書587～657，京都市歴史資料館蔵写真帳）。『新修亀岡市史資料編1』471に翻刻される。

53. 前註に同じ。『新修亀岡市史資料編1』522にあるが，「宿野・河野・々村」と翻刻されている。以下に全文を示す。

天龍寺雑掌申，丹波国弓削庄年貢并材木及山国杣用木，当寺造営分等事，当国眼代於宿野河・野々村・大谷・保津以下所々，或称率分河手，或号関賃抑留之間，先々有其沙汰令停止之処，尚以違犯云々，不日加厳誡之刻，国司忠光卿可止向後違乱之旨，被執進目代宗覚請文之上，不及子細歟，但率分以下皆以新関之随一也，向後固可令停廃処々煩，若尚有違犯之輩者，為処罪科，可註進所領并領主名字之状，如件，

貞治四年四月廿九日　　宝篋院御判

山名左京大夫殿

54. 応永3年12月日「注進状」（藤田元春編『京都府北桑田郡誌』京都日出新聞社，1923年，94頁）。

55. 藤田叔民『近世木材流通史の研究』大原新生社，1973年。

56. 山国奉行については，桜井英治「三つの修理職」（『遙かなる中世』8，1987年）参照。

57.「忠富王記」明応6年6月16日条（国立歴史民俗博物館蔵田中穣氏旧蔵典籍古文書299－87－1）。判読にあたっては廣田浩治氏のご教示を得た。念のため全文を記す。

一，十六日，嵯峨問丸以存主申云，自山国運送材木丹波国き□□河内十市ト申在所押置分，則以伝奏伊勢備中被仰下候，

伝奏状案

山国材木事，只今伊勢備中以使者，於御月次分者，毎月不及違乱候，夏炎旱時分，売買材木者，用水通路不損様，水の分を守て可通路之由，地下人申合候処，混御月次売買分，無理通路候之条，田地失墜，雖迷惑候，堅被仰下候之間，今度之儀，速可通路之由，成下知了，已後夏中地下人，得其意候様ニ，可被加御下知，於御月次分者，不及時節之沙汰，毎月不可有其煩之由申候，先以目出候，旁期面拝候也，恐々謹言，

六月十六日　政顕

白川殿

58. すでに前掲『京都府北桑田郡誌』で翻刻され，豊田武前掲書でも嵯峨問丸について論究される。

59. 黒川直則前掲論文参照。

60. 延徳4年7月19日「山国惣庄山地売券写」（『丹波国山国荘史料』158，上黒田村春日神社文書）。

61. 大永3年8月日「松尾社祠官等重言上状」（『大日本史料』9－20，8月是月条，東文書)。
62. 大永2年9月16日「松尾社祠官等重言上状」（『大日本史料』9－16，同日条，東山御文庫記録)。
63. 永正15年5月5日「後柏原天皇綸旨」（前註条に附録として収載されるも，「當時ノモノト認メ難シ」とされる)。
64. 松尾社が丹波国天田川を供祭所として確保していたことは，養和元年9月13日官宣旨（『平安遺文』4005，松尾神社文書）参照。なお網野善彦・笠松宏至『中世の裁判を読み解く』（学生社，2000年）に松尾社と漁業との関わりが触れられる。

（2003年11月10日論文受理，2004年1月9日採録決定　『都市文化研究』編集委員会）

Urban Development of the Medieval Saga and Ooi River Traffic

Takuo　OOMURA

This article pays attention to the relations surrounding the Ooi river traffic around Saga, which achieved development by being a city acting as one of the out-ports of Medieval-era Kyoto. In the first half of the 13th century, Saga achieved constant development as a discharge-place for timber. The traffic traders (Toi) who engaged in Ooi river traffic also worked at this. The houses which the potentates possessed became part of the outlying city-space. In the second half of the 13th century, the kingship constructed a palace called Kameyama-dono. The development of the city at this time is examined from the literature. Its plan is analyzed: divided into the space for the kingship, the space at the lodgings which were attached to it, and the space that was independent and achieved development as a city. This time was the real formation-period of Saga city.

In the latter period of the Medieval Ages, the greater city space was reorganized, the core of which was Rinsen-ji temple and Tenryuu-ji temple－according to an analysis of the plan.

As for the Ooi river traffic, various uses were found for it, such as water for irrigation and fisheries, as well as the transportation of timber. The interests of those concerned were constantly undergoing change.

Keywords：Saga, Toi, timber, plan, river traffic